

投票区の見直し(案)に係るパブリックコメントの結果について

北名古屋市選挙管理委員会では、「投票区の見直し(案)」に関し、令和3年5月6日(木)から令和3年6月7日(月)までご意見を募集したところ、17件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する北名古屋市選挙管理委員会の考え方について、以下のとおり取りまとめました。なお、いただいたご意見は、一部要約して記載しています。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚くお礼申し上げます。

No.	いただいたご意見	選挙管理委員会の考え方
1	目的に「投票率の増加」を追加明記して欲しい。	今回の見直しは、全投票所の駐車場の確保や、感染症対策のために投票所の広さを確保することなどを目的としています。市広報やホームページによる周知、啓発のほか、選挙人の皆様にとって利便性が良く、安心して投票ができる環境を整備することが、投票率の向上につながると考えています。
2	投票所が投票区の端に位置するため、隣接する別の投票区の投票所の方が、近くなる投票区がある。目の前に投票所があるのに遠くの投票所まで行かないといけないので、区割りを見直して欲しい。	今回の見直しは、小学校区を基準として、投票所までの距離がおおむね2km以内となるように、投票区を設定いたしました。ご意見のとおり、投票所までの距離が不均衡で、ご不便をおかけする投票区もありますが、「密」を避ける投票所を確保するためにも、ご理解いただきたいと思います。
	投票所が遠くなり、高齢者は、歩いて投票に行けなくなる。	
	投票所が遠くなれば、高齢者には不便となり、選挙への意欲は削がれる懸念もある。	

3	この見直し案では、投票率は下がってしまうのではないかと。 国政選挙、地方選挙を通じて、投票率が低下傾向にある中、7投票区も減らして、投票率が上がるのでしょうか。	今回の見直しは、全投票所の駐車場の確保や、感染症対策のために投票所の広さを確保することなどを目的としています。市広報やホームページによる周知、啓発のほか、選挙人の皆様にとって利便性が良く、安心して投票ができる環境を整備することが、投票率の向上につながると考えています。
4	健康ドームのほか、もえの丘、パレマルシェ西春店、愛知県立西春高等学校、名古屋芸術大学アーツクエア(文化勤労会館)、総合体育館、公民館など期日前投票所を増やすことや、移動期日前投票所の導入も検討して欲しい。	期日前投票所は、健康ドームに開設され、毎回多くの方が利用されています。他自治体では、ご意見のように、期日前投票所の増設や、移動期日前投票所を運用する取組を行っているところもあります。一方で、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の導入には、選挙費用の増加や投票事務従事者、立会人等の増員も必要となります。北名古屋市の状況を踏まえ、費用対効果も含めて多角的に検討します。
5	台帳とオンライン併用でチェックできるようにして、投票区に関係なく近くの投票所で投票出来るようにして欲しい。	共通投票所についてのご意見だと考えますが、共通投票所を設置する場合、二重投票を避けるための専用のネットワーク回線による選挙人名簿対照システムの設備導入が必要となり、セキュリティ確保のための仕組みや導入費、維持費を要します。ご意見のように ICT を活用した将来の投票環境向上の可能性については、費用対効果も含めて多角

		的に検討します。
6	投票所へ巡回バスを走らせて欲しい。	現在のところ、投票日当日の巡回バスの運行は考えておりません。なお、期日前投票所が設置される健康ドームは、市内循環バス「きたバス」の停留所となります。期日前投票や「きたバス」のご利用をご検討ください。
7	これまでは、身近に投票できる場所として、投票所を増やしてきた経緯がある。1人暮らしの方や身近に送迎をお願いできる人がいない方は、投票を棄権することになるのではないかな。	期日前投票所が設置される健康ドームは、市内循環バス「きたバス」の停留所となります。期日前投票や「きたバス」のご利用をご検討ください。
8	投票区に公営掲示板は7枚であり、設置箇所が減ってしまう。選挙に関し、市民が目にする機会も減ってしまうのではないかな。選挙では、候補者名の入ったビラも配布できない。	ポスター掲示場の数や選挙運動用ビラについてのご意見だと考えます。ポスター掲示場の数は、公職選挙法施行令の規定により、選挙人名簿登録者数と投票区ごとの面積に応じ、決められています。北名古屋市の場合は、1投票区当たり7か所又は8か所の設置となります。ご意見のとおり、市内のポスター掲示場の数は減少しますが、引き続き、選挙に関心を持っていただけるよう、選挙公報及び選挙に関する記事を掲載した市広報の全戸配布やホームページによる周知を行い、啓発に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと考えます。選挙運動用ビラについては、ご意見の具体的な内容
	見直しにより公営掲示板が、大幅に減らされ、一同に見ることが減ることになる。	

		は不明ですが、選挙の種類に応じて、種類・枚数・大きさや頒布方法など一定の制限の下において、選挙運動用ビラの頒布が認められています。
9	投票する国民の権利が奪われてしまう。声が届きにくくなることを危惧する。	今回の見直しは、全投票所の駐車場の確保や、感染症対策のために投票所の広さを確保することなどを目的としています。「密」を避ける投票所を確保するためにも、ご理解いただきたいと考えます。市広報やホームページによる周知、啓発に努め、選挙人の皆様にとって利便性が良く、安心して投票ができる環境を整備することが、権利を守ることにつながると考えています。
	投票する権利「選挙権」は、参政権の中で代表的な権利である。この権利は大切に守っていききたい。	
10	投票区・投票所の在り方は、有権者の利便性が大切で、身近なところに設置されるべき。	今回の見直しは、全投票所の駐車場の確保や、感染症対策のために投票所の広さを確保することなどを目的としています。選挙人の皆様にとって利便性が良く、安心して投票ができる環境の整備に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと考えます。
	投票区を減らさないで、きめ細やかな対応をお願いしたい。	
11	近年、期日前投票も増え、車で投票に参加されている。	ご意見のように、健康ドームに開設する期日前投票所は、毎回多くの方が利用されています。また、投票日当日においても、投票所へ車で来場される方が増えていることから、駐車場の確保も重要であると考えてい

		ます。
12	石橋投票所には、みなさん徒歩で来場されている。また、石橋投票所は、投票率が高いのに削減の対象となっている。	今回の見直しは、小学校区を基準として、投票所までの距離がおおむね2km以内となるように、投票区を設定しました。投票率が低い一部の投票区、投票所を見直しの対象とするのではなく、感染症対策のために投票所の広さを確保することなどを目的として、全市域を見直しの対象としていますので、ご理解いただきたいと考えます。
13	投票率低下問題が述べられているが、投票所が問題だとは聞いたことがない。	これまで、国政選挙・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあるなか、選挙人の皆様が投票しやすい環境を整備するための様々な取組を実施してきました。今回の見直しは、全投票所の駐車場の確保や、感染症対策のために投票所の広さを確保することなどを目的としています。この見直しを通じて、安心して投票していただける環境を整備することが、投票率の向上につながると考えています。
14	地方自治体の役割は、住民福祉の向上であり、国民、市民の投票行動、向上に努めてください。	選挙に関心を持っていただけるよう、また、選挙がもっと身近なものになるよう、啓発に努めてまいります。ご意見として今後の参考にさせていただきます。
15	24投票区から17投票区に減らすことは、利便性の点で矛盾している。投票所が遠くなる人が増え、より車	投票所へ車で来場される方が増えていることから、駐車場の確保は、より多くの人に投票してもらうために

	の利用者が増えるのではないか。	必要であると考えています。
16	感染症対策の為ならば、1投票区当たりの人数が増えることは、「密」を避ける要件にあわないのではないか。	ご意見のとおり、見直しによって、1投票区当たりの選挙人名簿登録者数は増加します。感染症対策のために投票所の広さを確保することに加えて、来場される方の分散を図るため、期日前投票のご利用や、混雑する時間を避けた投票をご検討いただけるよう、周知に努めてまいります。ご意見として今後の参考にさせていただきます。
17	立会人は、自治会に依頼している現状があるので問題ない。	投票所の数が減ることにより、自治会に依頼します投票立会人の人数も減少します。自治会からは、投票立会人の選任に苦慮しているとのことご意見もいただくことから、投票立会人確保の負担軽減になると考えています。北名古屋市の状況を踏まえ、選挙費用や投票事務従事者、投票立会人等の人数についても見直し、適正な選挙の執行管理や運営に努めてまいります。